

事務室より重要なお知らせです

1. 学校給食費還付のお知らせ

学校の臨時休業に伴う令和2年3月分給食費については、令和2年5月15日（金）に精算の上、保護者様が登録された口座へ返金いたします。詳しくは、来週に配付する還付通知書をご覧ください。

口座を登録されていない方は、現金での返金となります。該当者については、後日担当より直接保護者様へご連絡いたしますので、学校まで受領にお越しく下さい。印鑑が必要です。

なお、令和2年度の給食費に限っては大阪市が負担することと決定しましたので、保護者の皆様より徴収することはありません。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少世帯への就学援助のお知らせ

大阪府社会福祉協議会には、低所得者世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付を行う制度があります。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸し付けの対象を拡大し、休業や失業等で一時的な生活資金にお困りの方に向けた「新型コロナウイルス感染症特例」として、「緊急小口資金」「総合支援資金【生活支援費】」の貸付が実施されています。

貸付決定を受けている場合には、就学援助の認定を受けることができます。お忘れのないように申請をお願いいたします。

就学援助申請締切は、6月30日となります。詳細を本ホームページの別紙に記載していますのでご覧ください。